

入札制度が変わりました

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと**入札無効**となります（**追完不可**）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと**入札無効**となります（**追完不可**）。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

注 意 書

物件目録に☆印を付した物件は農地ですから、買受申出をする場合には下記の点に注意してください。

記

1 買受申出

買受申出（入札）する場合には、買受適格証明書が必要です。

物件所在地の農業委員会に申請して交付を受け、入札書に添付してください。（耕作証明書は不可。）

2 最高価買受申出人となった場合

- ① 開札期日等において最高価買受申出人と定められたときは、執行官から売却実施調書謄本の交付を受けてください。
- ② ①の売却実施調書謄本を添付のうえ、農業委員会に対し、農地法（第3条または第5条、あるいは第73条）の許可書の交付申請を行ってください。
- ③ ②の許可書の交付を受けたら、売却決定期日までに裁判所に提出してください。この許可書の提出がないと、売却が許可されないことがありますから注意してください。

このほか不明な点については、競売係または執行官室に問い合わせてください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 9月17日

長野地方裁判所伊那支部

裁判所書記官 松 村 卓 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年11月 5日 午前 9時00分から 令和 8年11月12日 午後 4時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年11月17日 午前10時00分 場 所 長野地方裁判所伊那支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 9年 1月20日 午前 9時45分 場 所 長野地方裁判所伊那支部
特別売却 実施期間	令和 8年11月20日 午前 9時00分から 令和 8年11月20日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 9月17日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



913

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～9☆	5,370,000 4,296,000	一括	1,074,000	130,445	0
1	940,000				
2	70,000				
3	50,000				
4	100,000				
5	550,000				
6	680,000				
7	1,160,000				
8	1,300,000				
9	520,000				



物 件 目 録

1 所 在 駒ヶ根市赤穂
 地 番 14 番 1464
 地 目 宅地
 地 積 316.67 平方メートル

2 所 在 駒ヶ根市赤穂
 地 番 14 番 1465
 地 目 雑種地
 地 積 23 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

3 所 在 駒ヶ根市赤穂
 地 番 14 番 1476
 地 目 宅地
 地 積 18.70 平方メートル

4 所 在 駒ヶ根市赤穂
 地 番 14 番 1477
 地 目 雑種地
 地 積 32 平方メートル

(現況)

地 目 宅地



物 件 目 録

5 所 在 駒ヶ根市赤穂
地 番 14 番 1478
地 目 原野
地 積 188 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

6 所 在 駒ヶ根市赤穂 14 番地 1464
家屋 番号 14 番 1464
種 類 居宅
構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 117.59 平方メートル
2 階 28.98 平方メートル

7 所 在 駒ヶ根市赤穂 14 番地 1478
家屋 番号 14 番 1478
種 類 事務所
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 50.14 平方メートル

☆ 8 所 在 駒ヶ根市赤穂
地 番 14 番 2216
地 目 畑



物 件 目 録

	地	積	332平方メートル
☆9	所	在	駒ヶ根市赤穂
	地	番	14番2217
	地	目	畑
	地	積	133平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 4月10日

長野地方裁判所伊那支部

裁判所書記官 松 村 卓 也

1 不動産の表示

【物件番号1～9】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～9】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号6、7】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 駒ヶ根市赤穂
 地 番 14番1464
 地 目 宅地
 地 積 316.67平方メートル

2 所 在 駒ヶ根市赤穂
 地 番 14番1465
 地 目 雑種地
 地 積 23平方メートル

(現況)

地 目 宅地

3 所 在 駒ヶ根市赤穂
 地 番 14番1476
 地 目 宅地
 地 積 18.70平方メートル

4 所 在 駒ヶ根市赤穂
 地 番 14番1477
 地 目 雑種地
 地 積 32平方メートル

(現況)

地 目 宅地



物 件 目 録

- 5 所 在 駒ヶ根市赤穂
 地 番 14番1478
 地 目 原野
 地 積 188平方メートル
 (現況)
 地 目 宅地
- 6 所 在 駒ヶ根市赤穂14番地1464
 家屋 番号 14番1464
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床 面 積 1階 117.59平方メートル
 2階 28.98平方メートル
- 7 所 在 駒ヶ根市赤穂14番地1478
 家屋 番号 14番1478
 種 類 事務所
 構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
 床 面 積 50.14平方メートル
- 8 所 在 駒ヶ根市赤穂
 地 番 14番2216
 地 目 畑



物 件 目 録

地	積	332平方メートル
9 所	在	駒ヶ根市赤穂
地	番	14番2217
地	目	畑
地	積	133平方メートル



令和7年(ケ)第13号
令和8年1月13日受理
令和8年3月10日提出
(評価人 林 克彦)

現況調査報告書
(物件1～9)

長野地方裁判所伊那支部

執行官 上野原 一 敏 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 駒ヶ根市赤穂 |
| | 地 | 番 | 14番1464 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 316.67平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 駒ヶ根市赤穂 |
| | 地 | 番 | 14番1465 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 23平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 駒ヶ根市赤穂 |
| | 地 | 番 | 14番1476 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 18.70平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 駒ヶ根市赤穂 |
| | 地 | 番 | 14番1477 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 32平方メートル |
| 5 | 所 | 在 | 駒ヶ根市赤穂 |
| | 地 | 番 | 14番1478 |
| | 地 | 目 | 原野 |
| | 地 | 積 | 188平方メートル |

(1枚目)

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 6 | 所 在 | 駒ヶ根市赤穂14番地1464 |
| | 家屋 番号 | 14番1464 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 117.59平方メートル
2階 28.98平方メートル |
| 7 | 所 在 | 駒ヶ根市赤穂14番地1478 |
| | 家屋 番号 | 14番1478 |
| | 種 類 | 事務所 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 |
| | 床 面 積 | 50.14平方メートル |
| 8 | 所 在 | 駒ヶ根市赤穂 |
| | 地 番 | 14番2216 |
| | 地 目 | 畑 |
| | 地 積 | 332平方メートル |
| 9 | 所 在 | 駒ヶ根市赤穂 |
| | 地 番 | 14番2217 |
| | 地 目 | 畑 |
| | 地 積 | 133平方メートル |

不動産の表示	「物件目録1～5」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1～5		
現況地目	☒ 宅地 ☐ 公衆用道路		
形状	☒ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（概略図）のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ なし ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	西側境界に沿って後記物件6（居宅）と物件7（事務所）の建物の間にプレハブ物置2棟（動産、約3.0m×1.8m（北側）、約3.0m×2.1m（南側））が設置されている		
建物	物件6		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類： ☐ ある 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として所有し占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（概略図）のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地		
現況地目	☐ 宅地 ☐ 公衆用道路	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図（概略図）のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☐ その他 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☐ なし ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項		
建物	物件7	
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類： ☐ ある 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が事務所（空き家）として所有し占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（概略図）のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件8、9
現況地目	☒ 畑 (物件8、9) ☐ ☐
形状	☒ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図(概略図)のとおり ☐ 土地現況図のとおり
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☒ 上記の者が本土地を畑(休耕地)として所有し占有している ☐ ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
その他の事項	本土地については農地法第5条の転用許可がなされているが、買受人は農地法第5条の買受適格証明を受け、当該許可内容の変更等の申請が必要である(駒ヶ根市農業委員会回答)
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 保管開始日 令和 年 月 日
建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり(概略図)

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■B (債務者兼所有者の母)	1 私は本件土地建物（物件1から9）の所有者Aの母です。Aは、事情があつて、調査には立ち会えません。 2 昨年の12月末に退去して以降、本件土地建物には誰も住んでいません。以前はAとその家族、私が居宅（物件6）に住んでいました。事務所（物件7）は、Aと私の夫C（Aの父）が共同で使っていました。Cが亡くなった後はAが使用していましたが、現在は使っていません。 3 西側の畑（物件8と9）は、将来、息子の家を立てるために購入したもので、家を建てるまでの間、元の所有者の方に管理を兼ねて耕作をお願いしていました。その方も高齢になり、手が回らなくなったので、今は荒れ放題になっています。 4 西側の畑は本件土地を通る以外、他人の土地を通らないと道路に出ることができません。 5 居宅は20年ほど前に外壁や1階の屋根の塗り替え、風呂やトイレの交換等のリフォームを行いました。一度、白アリを駆除してもらいました。それ以降、雨漏りや白アリの被害は思い当たりません。水回りの設備などにも不具合はありませんでした。 6 居宅玄関脇の和室の天井に雨漏りがあり、修繕してもらいました。その上辺りに2階のベランダがあります。修繕後、雨漏りはありませんが、建物内に水がしみ込んでいるかどうかまではわかりません。 7 居宅1階の西側の廊下が壊れています。特に階段の下辺りが壊れています。 8 事務所は白アリや雨漏りの被害はありません。水回りにも不具合はありません。 9 昨年（令和7年）の4月から10月くらいまでの間、A親子が連れてきた小型犬を居宅内で飼っていました。

の(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、別紙建物図面（各階平面図）、土地建物位置関係図（概略図）、建物間取図（概略図）及び添付した写真のとおりである。
- 2 物件1から5（以下、併せて「本件宅地」という。）は、一体画地として物件6（本件居宅）及び物件7（本件事務所）の敷地として利用されている、現地において、各土地の境界は判然としない。
- 3 本件宅地は、北側と東側で公衆用道路に等高に接する丁字路交差点の角地に位置している。それ以外の境界付近の状況は以下のとおりで、その範囲はおおむね明らかである。
 - ・西側 物件1の北西角付近以北は隣地（地番「14番1785」ほか）とおおむね等高に接し、境界に沿って水路がある。それ以南は隣地側（物件8及び9）が、南に行くほど高くなり、南西角付近で80cmほどの高低差があり、コンクリート擁壁が築かれている。
 - ・南側 隣地（地番「14番1641」ほか）側がやや低く、隣地側にコンクリートブロック塀が立てられている。
- 4 物件8及び9（本件畑）は、前記物件1から5に西側で隣接する休耕地で、宅地化することが予定されていた。現地において、各土地の境界は判然としない。
- 5 本件畑は、北側及び西側の隣地と概ね等高に接し、東側（本件土地側）及び南側の隣地との間には本件畑側が高く、境界付近にコンクリート擁壁が築かれている。境界のそれぞれの角に境界標が設置されており、その範囲は概ね明らかである。
- 6 物件6は債務者の居宅として、物件7は事務所として利用されていた。現在は空き家となっている。
- 7 本件居宅は屋根や外壁、水回りはリフォームされ、雨漏りの修繕、白アリの駆除がされており、大きな不具合は見当たらないが、1階西側の廊下、特に階段下の辺りの撓みが著しい。
- 8 本件事務所は比較的新しい建物で、雨漏りや白アリの被害の跡もなく、水回りの設備等にも不具合はないとのことである（B談）。
- 9 本件各物件の占有状況については、現地における調査、関係人の陳述等から、4枚目から8枚目記載のとおり認定した。
- 10 本件土地建物の位置関係及び利用状況等を踏まえ、物件1ないし9については、一括して売却するのが相当であると思料する。特に、本件畑は、本件土地以外は第三者の土地に囲まれており、道路に接していないことを考えると、本件宅地と一括して売却することが相当であると思料する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年1月14日(水)	当 庁	■駒ヶ根市関係資料請求(郵送)
令和8年1月27日(火) 13:30-13:40	長野地方法務局伊那支局	■登記事項証明書等請求
令和8年2月5日(木) 14:00-14:30	物件所在地	■物件確認 ■占有調査 ■写真撮影
令和8年2月17日(火) 14:00-15:00	物件所在地	■立入調査 ■占有調査 ■写真撮影 ■Bから聴取 ■評価人同行

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

イ 14-1510
ロ 14-1511

N

16715-1

16723-5

16723-8

16725-1

14-1491

16723-9

16725-4

16723-10

16723-13

16725-7

14-88

16723-11

16724-10

14-49

14-1467

14-1434

14-1478

物件 4

物件 5

物件 2

14-1785

14-1464

物件 1

14-2216

物件 8

物件 3

14-56

14-2217

物件 9

14-1710

14-918

14-1508

14-1463

14-1429

14-60

14-1661

14-1507

14-2102

14-1665

14-2103

14-1506

14-1509

14-807

14-1522

14-1470

14-1415

14-1230

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
赤穂
赤穂

請求部	所在	駒ヶ根市赤穂			地番	14番1464			
出力縮	1/600	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備考 付年月日 (原図)				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年11月28日

長野地方事務局伊那支局

登記官

請求番号：30-3

(1/1)

(9枚目)

登記年月日 昭和56年12月22日

これは図面と記録
令和7年11月28日

長野地方支務局伊那支局

登記官

(10枚目)

142452

56.12.22
-1430
1464 14-1465

续

駒ヶ根市赤穂

2

4

—

459.41-251.09

12 25 330.015

11 26 = 30 3444

033 3594

2386.6797

2 物件

2128-14669

$$1.82 = 23.569$$
$$1.82 = 23.569$$

47.138

23. 569

14-1430

$$364.82 - (1+2) = 24.5713$$

24. 5713

知製作

1000

卷一百一十五

05/2/15

P. 川子宮 麻呂内麻呂
P. 子宮 麻呂内麻呂 SF/5930
P. 子宮 麻呂内麻呂 SF/5935

③	フラスコ状	境界線の粗度
④	エンタツ状刻ミ	

請求番号：30-2

登記年月日：昭和56年12月22日

令和7年11月28日

長野地方建設局伊那支局

登記面

(13枚目)

これは図面に記載されて、その内容を証明する図面である

142460

56.12.22

14-1478-1434

駒ヶ根市赤穂

地積測量図
土地所在

番

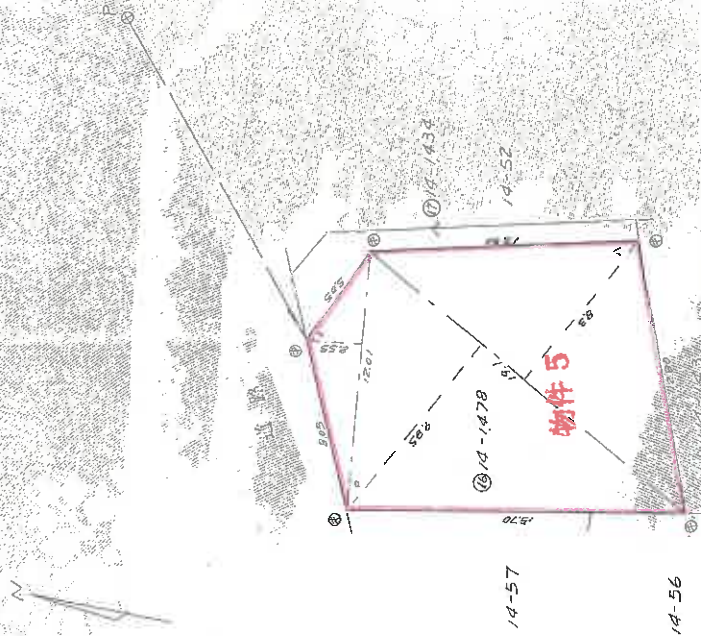
土地の所在

物件 5

⑭ 14-1478
1. 12.01 X 2.55 = 30.6255
2. 19.1 X 9.55 = 182.105
3. 19.1 X 8.3 = 158.53

377.2905
1/2 188.64525
188.64525

⑮ 14-1434
209.3175 - 188.64525 = 20.67225
20.67225



測量士
佐々木 隆夫
測量士
佐々木 隆夫
測量士
佐々木 隆夫

作成者

申請人

縮尺 1/30

登記年月日 昭和39年5月23日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である
令和7年11月28日 長野地方裁判所伊那支部

令和7年11月28日

長野地方事務局伊那支局

登記會

(14 教目)

請求番号：29-1

登記年月日：昭和39年5月23日

161390

平陽縣志

面
区
物
建

5595.23

十一
卷

也。

駒上根市 糸標 14-1464

所在:

◎ 陳其南

三

來

- ① $0.9 \times 7.28 = 6.552$
- ② $4 \times 10 = 40$
- ③ $0.8 \times 1.8 = 1.44$
- ④ $0.5 \times 1.46 = 0.73$

117.5902

床面積 117 m² 54

求 積

$$4.55 \times 6.37 = 28.98$$

乐团 2011.11.18

鹽 2

鹽 2

不刊之論

尺蠖

1/500

請求番号：29-1

面
圖
物
建

14番1478

号
番
屋
家

建築物の所在
駒ヶ根市赤穂14番地1478

各階平面圖

7 物件



或填表

$$\begin{array}{rcl} 5.00 \times 9.10 & = & 45.5000 \\ 0.45 \times 7.28 & = & 3.3488 \\ (1.07+1.82) \times 0.45 / 2 & = & 0.65025 \\ (1.07+1.82) \times 0.45 / 2 & = & 0.65025 \end{array}$$

合計	50.1493
床面積	50.1493

水經

人

縮尺

1/500

これは図面に記録されている内容と証明した書面である
令和7年11月28日 長野地方検務局伊那支局

益品館

《15 教目》

登記年月日 令和2年6月8日

これは図面に記録されたものを証明しに書面である。
令和7年11月28日 長野地方建設局 那智高

(16枚目)

登記目

地積測量図

番 14-56
14-2216
土地の所在 駒ヶ根市赤穂



求積表

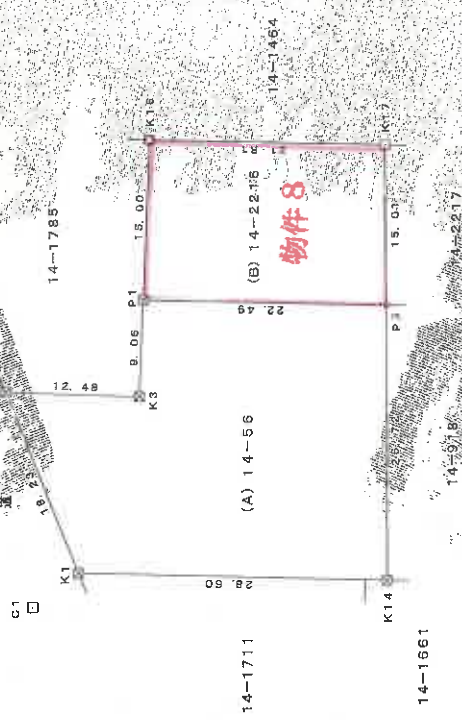
地番	(A) 14-56	(B) 14-2216
NO	Xn	Yn
K1	11.842	17.077
K2	10.501	11.918
K3	-22.443	-28.996
P1	1479.583	736.403
合計	1479.583	736.403

物件 8

地番	(A) 14-56	(B) 14-2216
NO	Xn	Yn
K18	994.527	1040.328
K17	972.904	1043.157
P3	970.414	1028.356
P1	992.713	1026.435
合計	992.713	1026.435

総合計面積 1069.0236460 m²

点名	X座標	Y座標	備考
C1	988.253	998.979	コンクリート杭打上削印
C2	1011.948	1021.282	コンクリート杭打上削印



境界の種別	境界の種別
境界の種別	境界の種別
境界の種別	境界の種別
境界の種別	境界の種別
境界の種別	境界の種別

縮尺 1/500

申請人

令和2年6月8日

住居表示

作成日

(17 教目)

請求番号: 30-8

(A) 14-0-18	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn, Yn+1, n=10
1022.992	24.312	23.962	23.962
1023.308	26.507	26.792	26.792
1023.498	-44.312	-43.906	-43.906
1004.073	-56.507	-56.806	-56.806
95.7552	44.50524	44.50524	44.50524
合計	222.700020	222.700020	222.700020
合計	222.700	222.700	222.700

地	量	(B) 14-2217	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
NO					
P3		970. 414	1028. 355	13. 668	13253. 514412
K17		972. 904	1043. 157	15. 971	15538. 245784
K10		963. 578	1044. 326	-13. 658	-13166. 011524
P4		957. 681	1026. 499	-15. 971	-18356. 007251
				合 計	267. 148482
				合 計 應 繳	193. 5727108

總合計面積	355.862725 m ²
-------	---------------------------

尾名	距離	座標	備考
1	996.235	995.575	コンクリート物壁上振印
2	1012.938	1021.282	コンクリート物壁上振印

備考

[illegible]

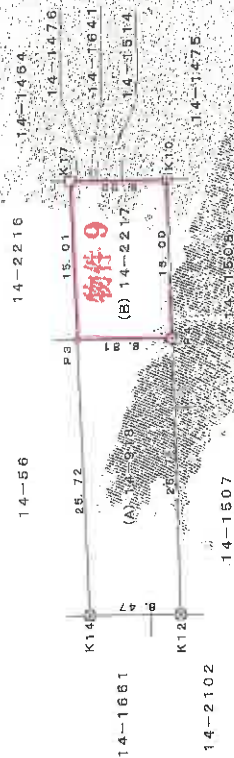
任意座標系

作者

和二年五月二十九日作成

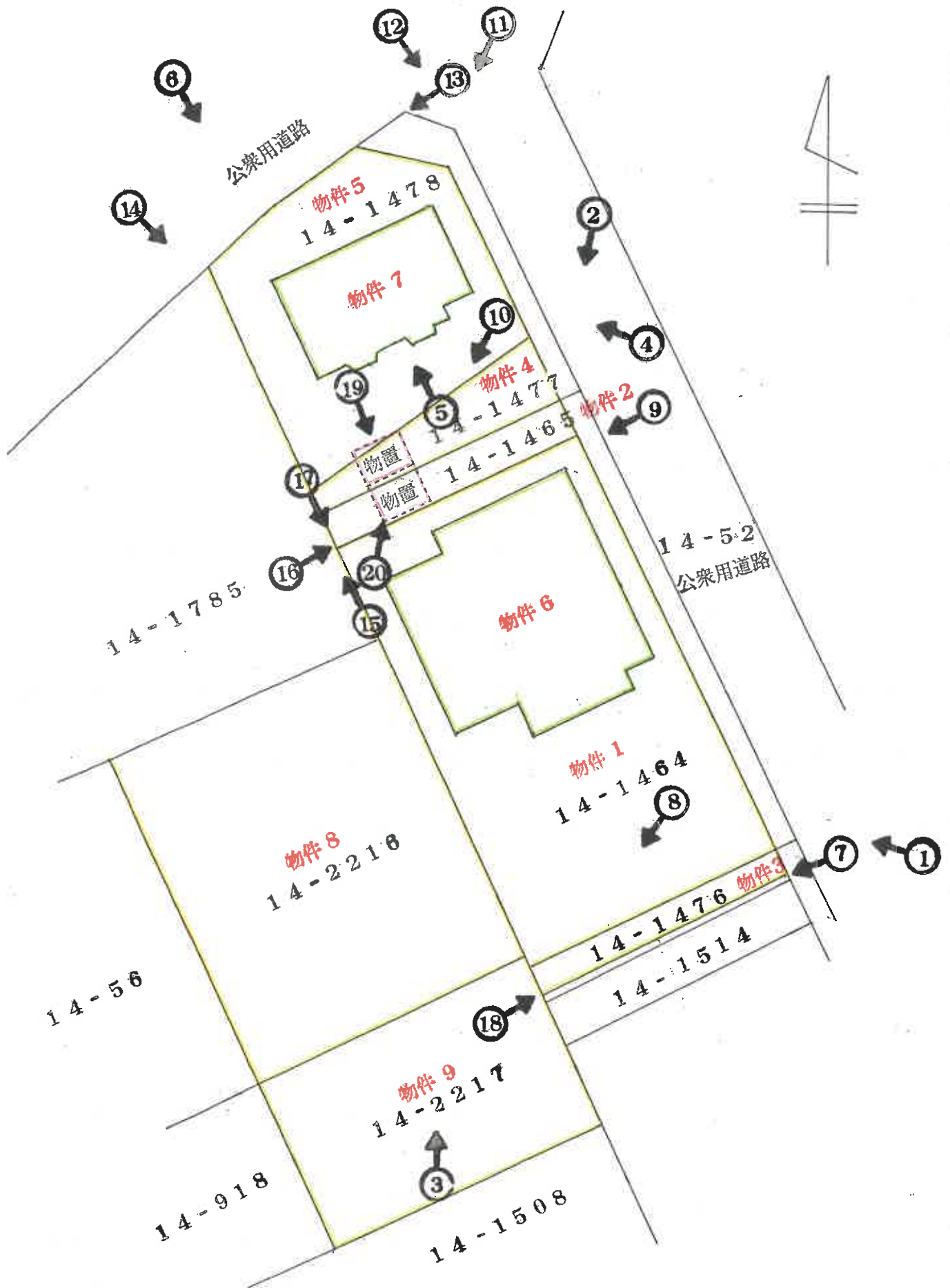
申請人

縮尺 500



田	コロンビアの植民地	コロンビア
☒	インディアン	インディアン
□	インディアン	インディアン
○	インディアン	インディアン

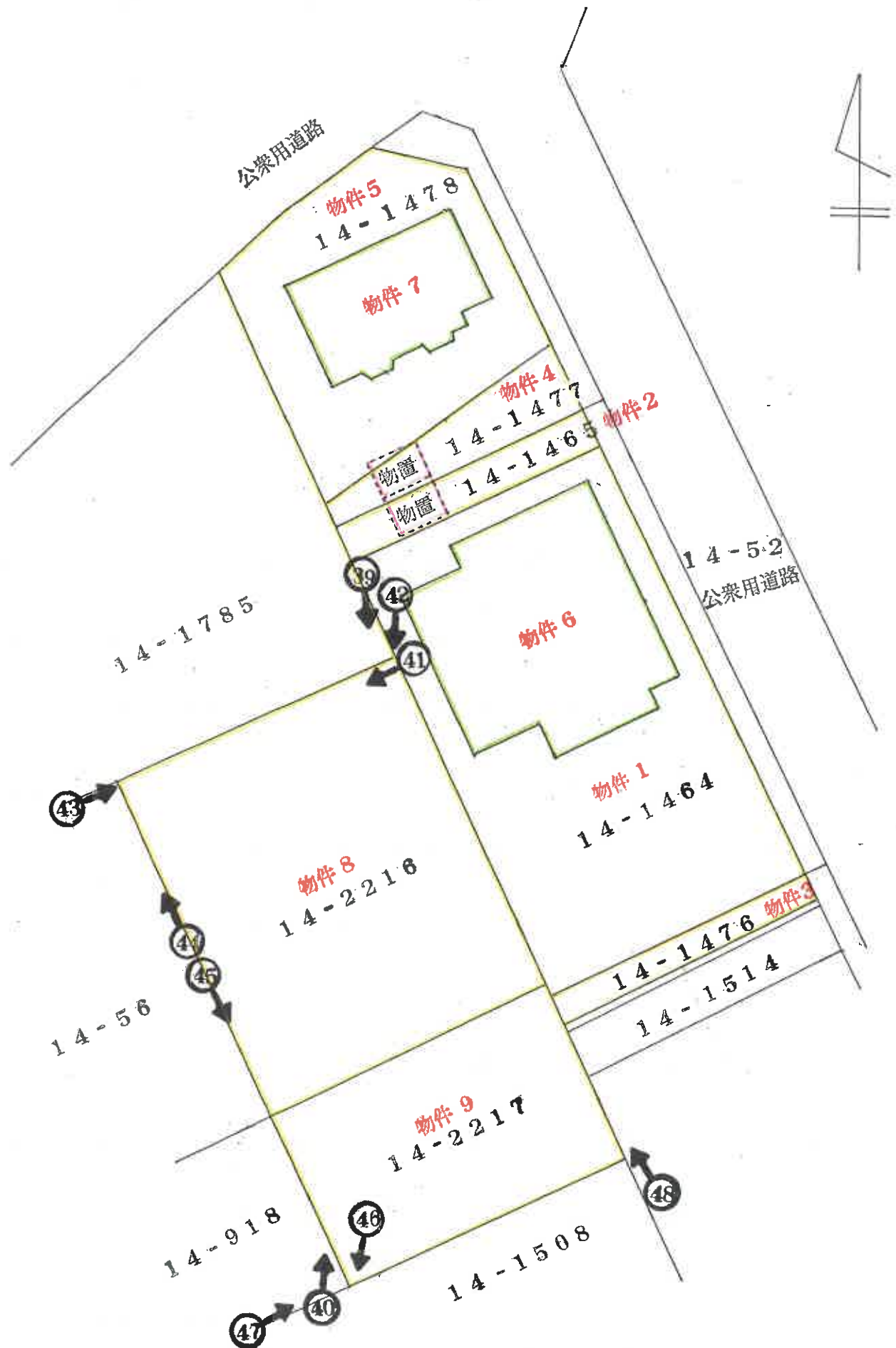
土地建物位置関係図（概略図）



○➡印は写真撮影位置方向番号を示す

（ 18 枚目）

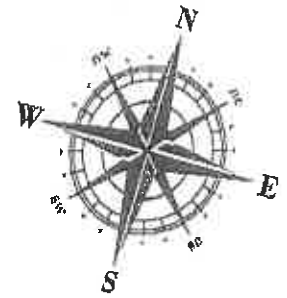
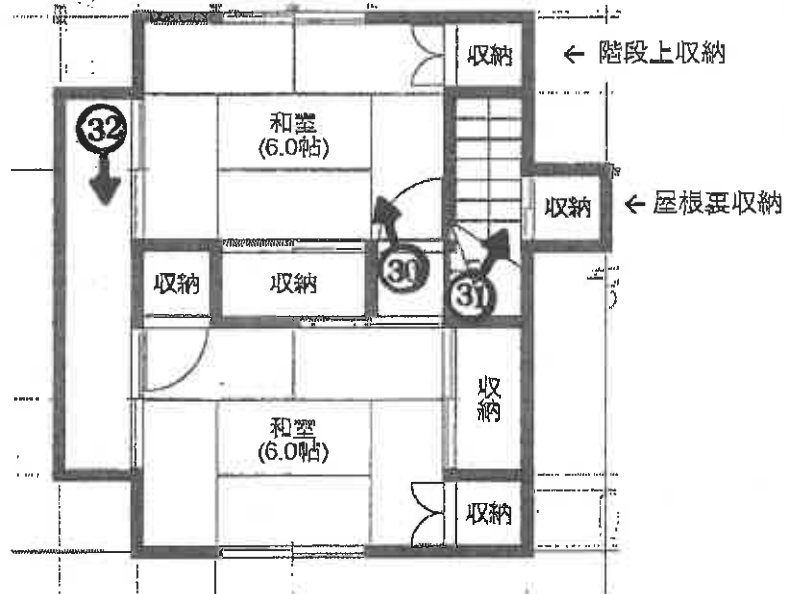
写真撮影場所位置図（概略図）



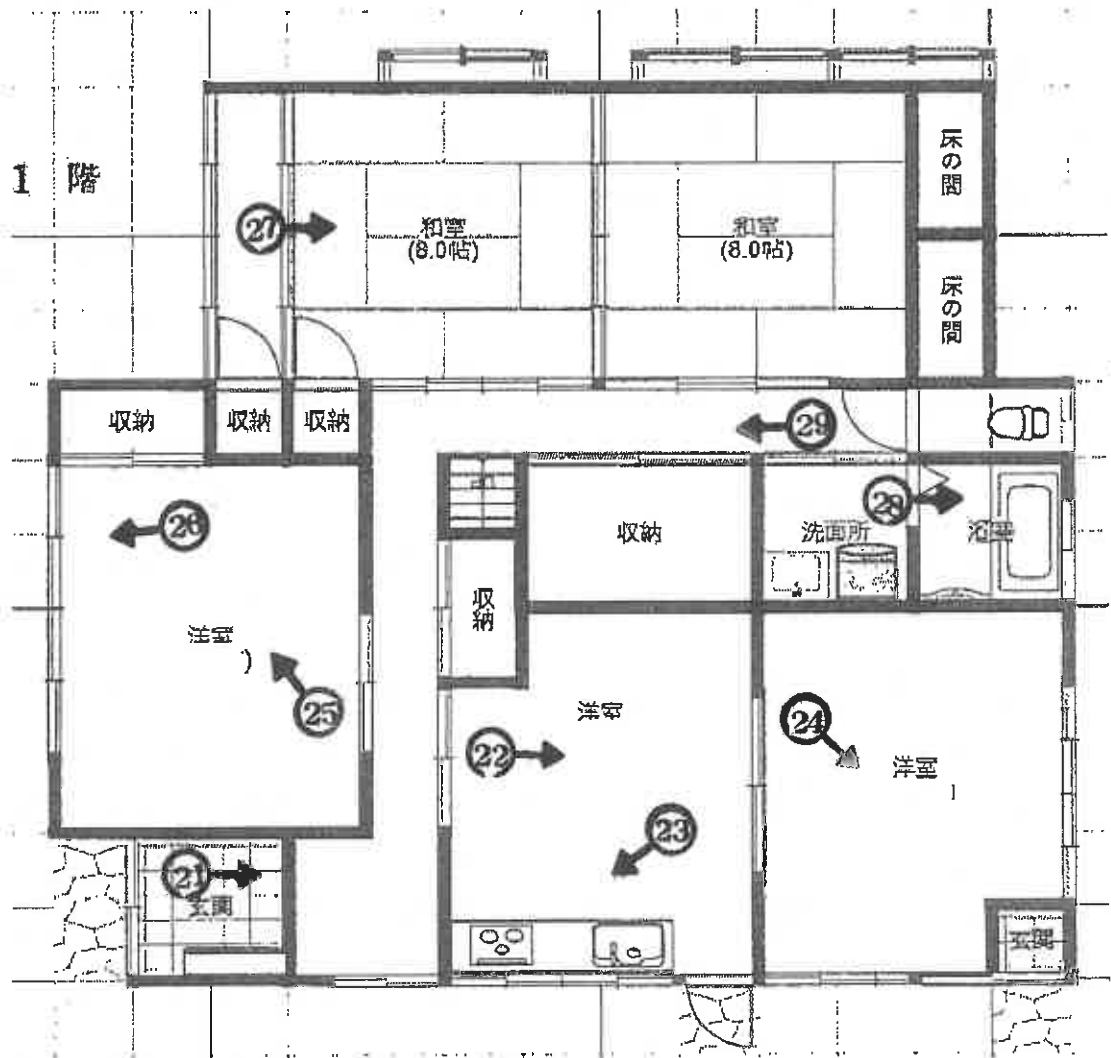
○→印は写真撮影位置方向場所を示す

建物間取図（概略図）

2 階



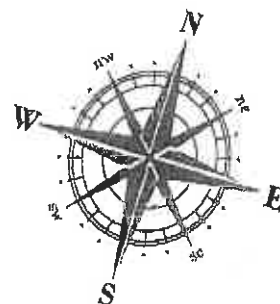
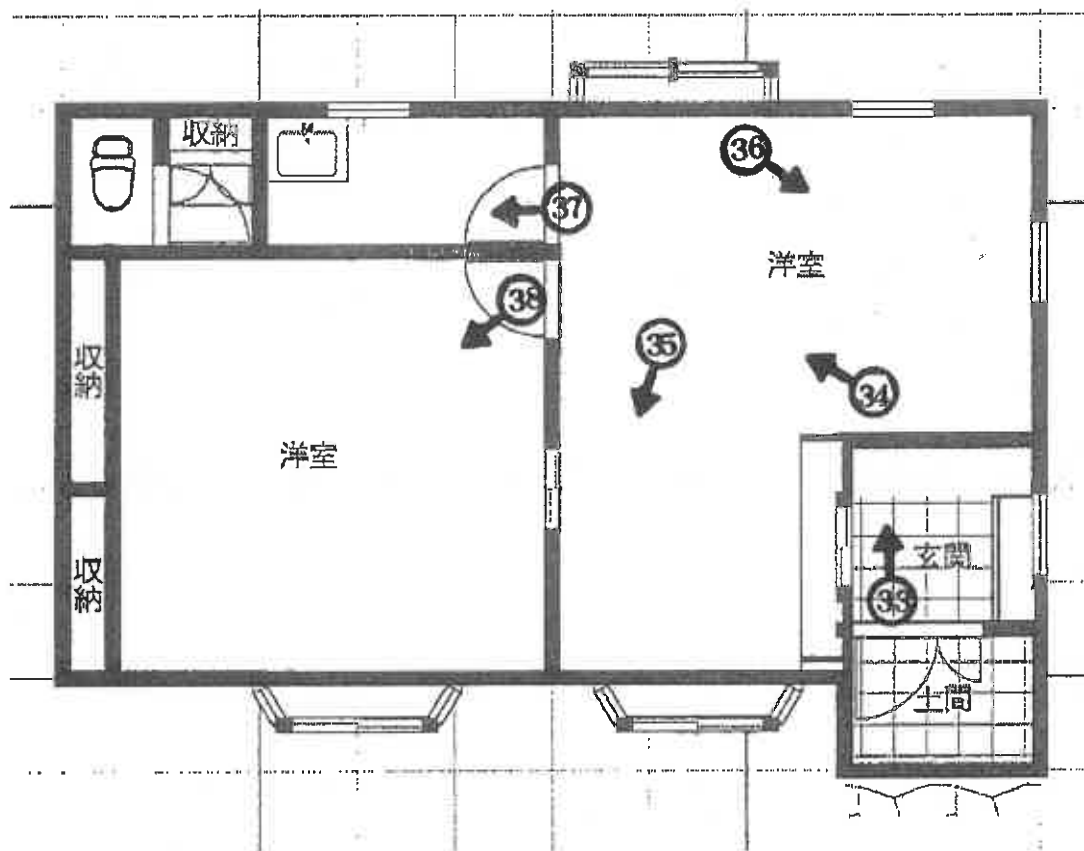
1 階



印は写真撮影位置方向番号を示す

(20 枚目)

建物間取図（概略図）



印は写真撮影位置方向番号を示す



NO. 1

撮影日:令和8年2月5日

物件6 居宅



NO. 2

撮影日:令和8年2月5日



NO. 3

撮影日: 令和8年2月5日



NO. 4

撮影日: 令和8年2月5日

物件 7 事務所

(23 枚目)



NO. 5

撮影日：令和8年2月5日



NO. 6

撮影日：令和8年2月5日



NO. 7



NO. 8

撮影日：令和8年2月5日
 物件3 南東角付近 隣地側ブロック塀の角

撮影日：令和8年2月5日
 物件1と3の境界付近 南西方向へ



NO. 9



NO. 10

撮影日：令和8年2月17日
 物件1と2の境界付近（北東道路側）

撮影日：令和8年2月5日
 物件4と5の境界付近 奥に物置2棟



NO. 11



NO. 12

撮影日：令和8年2月5日
 物件5 北東角付近 道路との境界

撮影日：令和8年2月5日
 北東側 道路との境界



NO. 13

撮影日：令和8年2月5日
 物件5 北西側 道路との境界



NO. 14

撮影日：令和8年2月5日
 南西側境界付近



NO. 15

撮影日：令和8年2月5日
 前同 水路とコンクリート擁壁



NO. 16

撮影日：令和8年2月5日
 南西側 物件1と物件2の境界付近



NO. 17

撮影日：令和8年2月5日
 物件1 北西角付近から南西側境界方向



NO. 18

撮影日：令和8年2月5日
 物件3 南西角境界付近



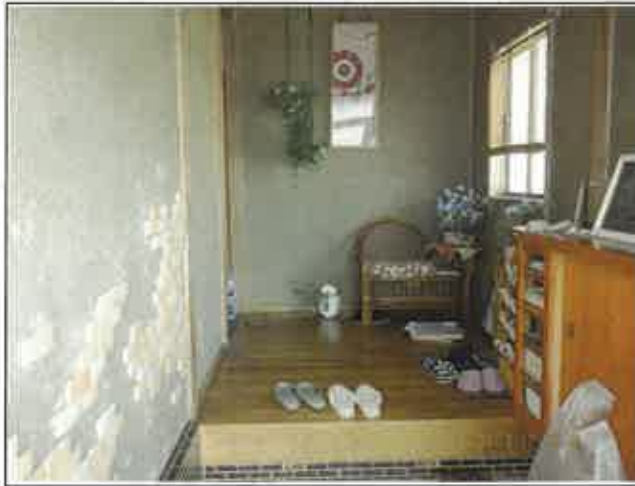
NO. 19

撮影日：令和8年2月5日
物置①



NO. 20

撮影日：令和8年2月5日
物置②



NO. 21

撮影日:令和8年2月17日
 物件 6 居宅 (以下No.32まで)



NO. 22

撮影日:令和8年2月17日



NO. 23

撮影日:令和8年2月17日



NO. 24

撮影日:令和8年2月17日



NO. 25

撮影日:令和8年2月17日



NO. 26

撮影日:令和8年2月17日
 1階 玄関脇和室 天井 雨漏りの跡



NO. 27

撮影日:令和8年2月17日



NO. 28

撮影日:令和8年2月17日



NO. 29

撮影日:令和8年2月17日



NO. 30

撮影日:令和8年2月17日



NO. 31

撮影日:令和8年2月17日



NO. 32

撮影日:令和8年2月17日



NO. 33



NO. 34

撮影日：令和8年2月17日
物件 7 事務所

(以下No.38まで)

撮影日：令和8年2月17日



NO. 35



NO. 36

撮影日：令和8年2月17日

撮影日：令和8年2月17日



NO. 37



NO. 38

撮影日：令和8年2月17日

撮影日：令和8年2月17日



NO. 39

撮影日：令和8年2月5日

物件 8 及び 9 物件 8 の北東角付近から南方向へ



NO. 40

撮影日：令和8年2月5日

前同 物件 9 の南西角付近から北方向へ



NO. 41



NO. 42

撮影日：令和8年2月5日

撮影日：令和8年2月5日

物件8 北東角付近 境界標



NO. 43



NO. 44

撮影日：令和8年2月17日

物件8 北西角付近 境界標

撮影日：令和8年2月17日



NO. 45



NO. 46

撮影日：令和8年2月17日

撮影日：令和8年2月17日

物件9 南西角付近 境界標 (拡大)



NO. 47



NO. 48

撮影日:令和8年2月5日

撮影日:令和8年2月5日

物件9 南東角付近 境界標

求 意 見 書

林 克 彦 殿

令和 8年 7月21日

長野地方裁判所伊那支部

裁判所書記官 松 村 卓 也

別紙物件目録記載の不動産につき、売却基準価額を、別紙のとおり変更することについて、意見を求めます。

本書面を受け取った日から15日以内に、下記欄に記載をして提出してください。

意 見 書

売却基準価額の変更は、

- (1) 相当である。
(2) 不相当である。

(3) その他

令和 8年 7月21日
評価人

林 克 彦

物 件 目 録

1 所 在 駒ヶ根市赤穂
地 番 14番1464
地 目 宅地
地 積 316.67平方メートル

2 所 在 駒ヶ根市赤穂
地 番 14番1465
地 目 雑種地
地 積 2.3平方メートル

(現況)

地 目 宅地

3 所 在 駒ヶ根市赤穂
地 番 14番1476
地 目 宅地
地 積 18.70平方メートル

4 所 在 駒ヶ根市赤穂
地 番 14番1477
地 目 雑種地
地 積 3.2平方メートル

(現況)

地 目 宅地

物 件 目 録

5 所 在 駒ヶ根市赤穂
地 番 14番1478
地 目 原野
地 積 188平方メートル

(現況)

地 目 宅地

6 所 在 駒ヶ根市赤穂14番地1464
家屋 番号 14番1464
種 類 居宅
構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 117.59平方メートル
2階 28.98平方メートル

7 所 在 駒ヶ根市赤穂14番地1478
家屋 番号 14番1478
種 類 事務所
構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
床 面 積 50.14平方メートル

☆8 所 在 駒ヶ根市赤穂
地 番 14番2216
地 目 畑

物 件 目 録

地	積	332平方メートル
☆9 所	在	駒ヶ根市赤穂
地	番	14番2217
地	目	畑
地	積	133平方メートル

(別紙)

[illegible]

副本

令和7年（ケ）第13号
令和8年2月17日 現地調査
令和8年2月18日 評価

長野地方裁判所 伊那支部 御中

評価書
＜土地・建物用＞

評価人 不動産鑑定士

林 克彦

第1 評価額

一 括 価 格	
金 8,960,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 1,560,000円
物件2（土地）	金 110,000円
物件3（土地）	金 90,000円
物件4（土地）	金 160,000円
物件5（土地）	金 920,000円
物件6（建物）	金 1,140,000円
物件7（建物）	金 1,940,000円
物件8（土地）	金 2,170,000円
物件9（土地）	金 870,000円

- 1 一括価格は、物件1～9の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1～5の内訳価格は物件6～7のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件6～7の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地目積	駒ヶ根市赤穂 14番1464 宅地 316.67平方メートル	・ 物件1～5及び8～9を一体画地として評価する。
2	所在地目積	駒ヶ根市赤穂 14番1465 雑種地 23平方メートル	・ 物件1～5及び8～9を一体画地として評価する。 ・ 現況地目：宅地

3	所在地 地目 地積	駒ヶ根市赤穂 14番1476 宅地 18.70平方メートル	・物件1～5及び8～9を一体 画地として評価する。
4	所在地 地目 地積	駒ヶ根市赤穂 14番1477 雑種地 32平方メートル	・物件1～5及び8～9を一体 画地として評価する。 現況地目：宅地
5	所在地 地目 地積	駒ヶ根市赤穂 14番1478 原野 188平方メートル	・物件1～5及び8～9を一体 画地として評価する。 現況地目：宅地
6	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	駒ヶ根市赤穂14番地1464 14番1464 居宅 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 117.59平方メートル 2階 28.98平方メートル	同 左
7	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	駒ヶ根市赤穂14番地1478 14番1478 事務所 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 50.14平方メートル	同 左

8	所在地 地目 地積	在 番 目 積 駒ヶ根市赤穂 14番2216 畑 332平方メートル	・ 物件1～5及び8～9を一体 画地として評価する。
9	所在地 地目 地積	在 番 目 積 駒ヶ根市赤穂 14番2217 畑 133平方メートル	・ 物件1～5及び8～9を一体 画地として評価する。
番号	特記事項		
1～9	特にない。		

* 現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1～5及び8～9）

位 置 ・ 交 通	物件1～5及び8～9の土地は一体利用されており、JR飯田線「伊那福岡」駅の西方約1.4km（道路距離）に位置する。（別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	一般住宅が建ち並ぶ中に農地もみられる地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 指定はない 60% 200% 特になし ・駒ケ根市防災ハザードマップ（令和6年3月発行）によると、災害区域には該当しない。 ・駒ケ根市立地適正化計画：居住誘導区域外、都市機能誘導区域外 ・屋外広告物条例：許可地域 ・宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	地形 間口・奥行 地 勢 そ の 他	1,043.37㎡（登記数量） 不整形地 間口約42m、奥行約29.5m ほぼ平坦であるが、物件1～5の宅地部分と物件8～9の農地部分の東西中央付近に高さ約0.5mのコンクリート製擁壁がある。 宅地部分と農地部分は概ね等高～0.4m程度の段差があり、物件9は第三者所有の隣接地地番14-1641、14-1514、14-1475より約0.7m高い。 特記事項欄参照
接面道路の状況	・北東側幅員約6.2m舗装市道（No.1-847号線）にほぼ等高～0.2m高く、北西側幅員約4.5m舗装市道（No.1-188号線）に約0.2m高く接面する。 当該道路はいずれも建築基準法第42条第1項第1号道路に該当する。	
土地の利用状況等	物件1～5は物件6～7の建物の敷地として利用されている。 建物の配置は附属資料建物図面・各階平面図写のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり なし あり （注）敷地内までの引き込みを基準に、引き込みがある場合を「あり」、ない場合を「なし」とした。

特 記 事 項	・ 物件 6 と 7 の間に間口約3.0m、奥行約1.8mの簡易物置が、当該物置の南側に間口約3.0m、奥行約2.1mの簡易物置（うち間口1.45m部分は開口部）がある。 ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 ・ 附属資料「農地等の現況に係る照会に対する回答書」のとおり、物件 8 及び 9 は現況農地であるが、住宅用地として農地法第 5 条の農地転用許可を取得済みである。但し、買受者は農地法第 5 条の買受適格証明を有する者に限定されるとともに、当該許可内容の変更申請等が必要になる。 ・ 所有者親族 B の説明では、物件 8 と 9 の農地は隣接地（地番14番56）所有者に管理を委託する代わりに無償使用を認めてきたが、現在は解消しているとのことである。駒ヶ根市農業委員会への聴取でも、当該農地の賃貸借等の届出等はないとのことである。 ・ 農地部分を宅地転用し分譲等を行う場合は、上水道施設負担金として1区画当たり55,000円（量水器口径13mm～）が、公共下水道施設負担金として㎡当たり960円が必要である（駒ヶ根市建設部上下水道課に聴取）。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件6）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	昭和59年5月15日新築 約42年 約3年
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 モルタル壁、サイディング等 化粧合板、ツキ板合板、砂壁、繊維壁等 ビニールクロス貼、ボード張、竿縁天井等 畳、フロアタイル、フローリング、カーペット敷等 電気設備、給排水設備、冷暖房設備等
床 面 積	1階 117.59㎡ 2階 28.98㎡ 延 146.57㎡	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居宅 添付間取図のとおり
品 等	中位～下位（内外装ともに経年程度の劣化が進行している。）	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	所有者Aが空き家（居宅）として管理している。	
特 記 事 項	・所有者親族Bの説明では、約20年前に1階屋根と外壁の塗り替え、浴室、トイレをリフォームし、令和7年12月末頃から空き家の状態にある。また、過去に白アリの駆除を1回行っている。 ・退去前の半年間、室内で小動物を飼育していたとのことである。 ・1階玄関の西側の洋室の天井南東側部分に雨漏りの跡がある（現状は修繕済）。 ・階段上り口の廊下の床が凹む状態である。	

(物件7)

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成21年1月30日新築 約17年 約10年
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 亜鉛メッキ塗装鋼板、サイディング等 化粧合板、ビニールクロス貼り等 化粧石膏ボード(ジプトーン)等 フロアタイル、フローリング、カーペット敷等 電気設備、給排水設備、冷暖房設備等 特に無し
床 面 積	50.14㎡	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	事務所 添付間取図のとおり
品 等	中位	
保守管理の状態	普通(事務室内には従前業務の残置物が放置されている)	
建物の利用状況	所有者Aが事務所(空き家)として管理している。	
特 記 事 項	特に無し。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1～5及び8～9（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡)	個 別 格 差	地 積 (㎡)	建付減価	建 付 地 価 格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ×エ=オ
1	15,000	0.85	316 67	0.95	3,840,000
2	15,000	0.85	23 00	0.95	280,000
3	15,000	0.85	18 70	0.95	230,000
4	15,000	0.85	32 00	0.95	390,000
5	15,000	0.85	188 00	0.95	2,280,000
8	15,000	0.85	332 00	0.95	4,020,000
9	15,000	0.85	133 00	0.95	1,610,000
計					12,650,000

総額(円)については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：同一需給圏内の類似地域の取引事例価格に基づき、地価公示標準地価格または地価調査基準地価格との均衡に留意して、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：方位 +2（1.02）、角地 +2（1.02）、形状 -5%（0.95）、
物件8、物件9は現況農地（※） -14%（0.86）、相乗積 0.85

※宅地化するための造成費用を総額4,000,000円と査定し、諸手続・造成期間等を勘案し期間2年、12%の複利現価率を乗じて現在価値を2,330,000円と算出した。

また、買受人が宅地分譲する可能性を検討し、当該費用分の70%相当額を更地価格から減価した。

$$4,000,000円 \times [1 / (1 + 0.12)^2] \times 0.7 \approx 2,230,000円$$

$$2,230,000円 \div (@15,000 \times 1,043.32\text{㎡}) \approx -14\% (0.86)$$

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物の築年数を考慮のうえ、建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件 6 ～ 7 （建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現 価 率	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	ア×イ×ウ＝エ
6	150,000	146.57	0.04	880,000
7	185,000	50.14	0.33	3,060,000

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現価率： （物件 6）経過年数約 42 年、経済的残存耐用年数約 3 年、観察減価率 40%

$$\begin{aligned}
 \text{現価率} &= \text{経済的残存耐用年数} \div (\text{経過年数} + \text{経済的残存耐用年数}) \times (1 - \text{観察減価率}) \\
 &= 3 \text{ 年} \div (42 \text{ 年} + 3 \text{ 年}) \times (1 - 0.4) \\
 &\approx 0.04
 \end{aligned}$$

（物件 7）経過年数約 17 年、経済的残存耐用年数約 10 年、観察減価率 10%

$$\begin{aligned}
 \text{現価率} &= \text{経済的残存耐用年数} \div (\text{経過年数} + \text{経済的残存耐用年数}) \times (1 - \text{観察減価率}) \\
 &= 10 \text{ 年} \div (17 \text{ 年} + 10 \text{ 年}) \times (1 - 0.1) \\
 &\approx 0.33
 \end{aligned}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に，土地については土地利用権等価格を控除し，建物については土地利用権等価格を加算し，さらに競売市場修正等を施して，下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合(注)		土地利用権等価格(円)
	ア	イ		ア×イ＝ウ
1	3,840,000	0.25	法定地上権	960,000
2	280,000	0.25	法定地上権	70,000
3	230,000	0.25	法定地上権	60,000
4	390,000	0.25	法定地上権	100,000
5	2,280,000	0.25	法定地上権	570,000
計				1,760,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し，その割合を25%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有減 価修正	市場性 修 正	競売市場 修 正	評 価 額 (円)
	ア	イ	ウ	エ	オ	(ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	3,840,000	－ 960,000		0.90	0.60	1,560,000
2	280,000	－ 70,000		0.90	0.60	110,000
3	230,000	－ 60,000		0.90	0.60	90,000
4	390,000	－ 100,000		0.90	0.60	160,000
5	2,280,000	－ 570,000		0.90	0.60	920,000
6	880,000	＋ 1,230,000	1.00	0.90	0.60	1,140,000
7	3,060,000	＋ 530,000	1.00	0.90	0.60	1,940,000
8	4,020,000	—		0.90	0.60	2,170,000
9	1,610,000	—		0.90	0.60	870,000
一括価格（合計）						8,960,000

イ 物件 8・9 については、法定地上権の効力が及ばないものと判断し、物件 1～5 の土地について、物件 6・7 の建築面積に応じて土地利用権等価格を按分し、これを加算した。

（物件 6）

土地利用権等価格 1,760,000 円 × $\frac{\text{物件 6 建築面積 } 117.59 \text{ m}^2}{\text{物件 6 建築面積 } 117.59 \text{ m}^2 + \text{物件 7 建築面積 } 50.14 \text{ m}^2}$ = 物件 6 土地利用権等価格 1,230,000 円

（物件 7）

土地利用権等価格 1,760,000 円 × $\frac{\text{物件 7 建築面積 } 50.14 \text{ m}^2}{\text{物件 6 建築面積 } 117.59 \text{ m}^2 + \text{物件 7 建築面積 } 50.14 \text{ m}^2}$ = 物件 7 土地利用権等価格 530,000 円

ウ 占有減価修正：なし。

エ 市場性修正：物件 8～9 の現況農地が混在すること、物件 6 と物件 7 の用途の異なる建物が存在することによる一体としての市場性減退が認められるため、当該要因に基づく減価率を 10% と査定した。

オ 競売市場修正：「第 2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格（駒ヶ根（県）－2）

所 在：駒ヶ根市赤穂14番1185

価 格：15,200円／m²

位 置：JR飯田線「伊那福岡」駅より1km

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：396m²

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：南7.5m市道

用途指定等：非線引都市計画区域、第1種中高層住居専用地域

建ぺい率：60%、容積率：200%

地 域 の 概 要：一般住宅、農家住宅等が散在する新興住宅地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 3,382,412円（約10,681円／m²）

物件2 245,667円（約10,681円／m²）

物件3 199,738円（約10,681円／m²）

物件4 341,798円（約10,681円／m²）

物件5 2,008,063円（約10,681円／m²）

物件6 2,330,304円（約15,899円／m²）

物件7 2,171,524円（約43,309円／m²）

物件8 2,204,267円（約6,639円／m²）

物件9 883,034円（約6,639円／m²）

（注）ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、上記参考資料とは性質上異なるものである。

第7 附属資料

位置図（駒ヶ根市図）

公図写

地積測量図

建物図面・各階平面図写

間取図

農地等の現況に係る照会に対する回答書

土地建物位置関係図

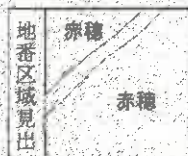
現況写真

以 上



出典：駒ヶ根市図

S=1:10,000



請求 部	所 在 駒ヶ根市赤穂				地 番 14番1464		
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分	座標系又 は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作 成 年月日				施 付 年月日 (原図)			備 考 事項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年11月28日
長野地方法務局伊那支局
登記官

請求番号：30-3
(1/1)

A3をA4に縮小

登記年月日：昭和35年12月22日

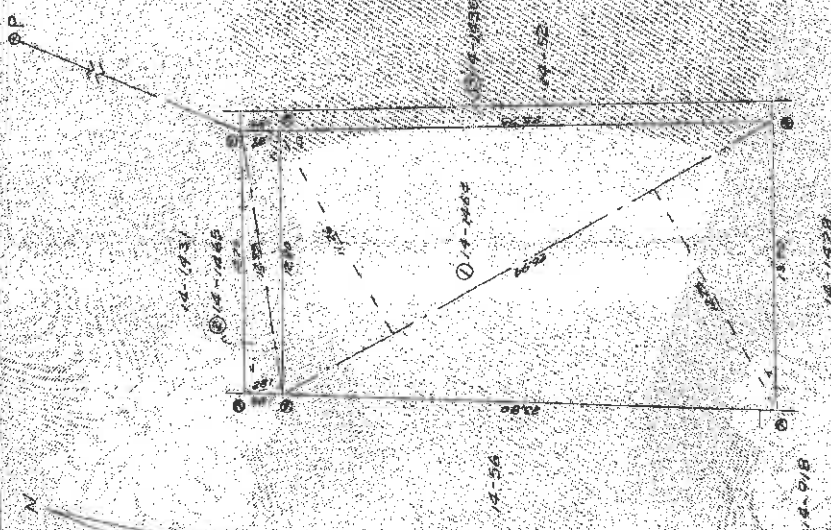
142452

地積測量所在地圖

56.12.22
-1464
-1430
14-1485

臨

野分根南赤種



11. 3. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130. 131. 132. 133. 134. 135. 136. 137. 138. 139. 140. 141. 142. 143. 144. 145. 146. 147. 148. 149. 150. 151. 152. 153. 154. 155. 156. 157. 158. 159. 160. 161. 162. 163. 164. 165. 166. 167. 168. 169. 170. 171. 172. 173. 174. 175. 176. 177. 178. 179. 180. 181. 182. 183. 184. 185. 186. 187. 188. 189. 190. 191. 192. 193. 194. 195. 196. 197. 198. 199. 200. 201. 202. 203. 204. 205. 206. 207. 208. 209. 210. 211. 212. 213. 214. 215. 216. 217. 218. 219. 220. 221. 222. 223. 224. 225. 226. 227. 228. 229. 230. 231. 232. 233. 234. 235. 236. 237. 238. 239. 240. 241. 242. 243. 244. 245. 246. 247. 248. 249. 250. 251. 252. 253. 254. 255. 256. 257. 258. 259. 260. 261. 262. 263. 264. 265. 266. 267. 268. 269. 270. 271. 272. 273. 274. 275. 276. 277. 278. 279. 280. 281. 282. 283. 284. 285. 286. 287. 288. 289. 290. 291. 292. 293. 294. 295. 296. 297. 298. 299. 300. 301. 302. 303. 304. 305. 306. 307. 308. 309. 310. 311. 312. 313. 314. 315. 316. 317. 318. 319. 320. 321. 322. 323. 324. 325. 326. 327. 328. 329. 330. 331. 332. 333. 334. 335. 336. 337. 338. 339. 340. 341. 342. 343. 344. 345. 346. 347. 348. 349. 350. 351. 352. 353. 354. 355. 356. 357. 358. 359. 360. 361. 362. 363. 364. 365. 366. 367. 368. 369. 370. 371. 372. 373. 374. 375. 376. 377. 378. 379. 380. 381. 382. 383. 384. 385. 386. 387. 388. 389. 390. 391. 392. 393. 394. 395. 396. 397. 398. 399. 400. 401. 402. 403. 404. 405. 406. 407. 408. 409. 410. 411. 412. 413. 414. 415. 416. 417. 418. 419. 420. 421. 422. 423. 424. 425. 426. 427. 428. 429. 430. 431. 432. 433. 434. 435. 436. 437. 438. 439. 440. 441. 442. 443. 444. 445. 446. 447. 448. 449. 450. 451. 452. 453. 454. 455. 456. 457. 458. 459. 460. 461. 462. 463. 464. 465. 466. 467. 468. 469. 470. 471. 472. 473. 474. 475. 476. 477. 478. 479. 480. 481. 482. 483. 484. 485. 486. 487. 488. 489. 490. 491. 492. 493. 494. 495. 496. 497. 498. 499. 500. 501. 502. 503. 504. 505. 506. 507. 508. 509. 510. 511. 512. 513. 514. 515. 516. 517. 518. 519. 520. 521. 522. 523. 524. 525. 526. 527. 528. 529. 530. 531. 532. 533. 534. 535. 536. 537. 538. 539. 540. 541. 542. 543. 544. 545. 546. 547. 548. 549. 550. 551. 552. 553. 554. 555. 556. 557. 558. 559. 560. 561. 562. 563. 564. 565. 566. 567. 568. 569. 570. 571. 572. 573. 574. 575. 576. 577. 578. 579. 580. 581. 582. 583. 584. 585. 586. 587. 588. 589. 590. 591. 592. 593. 594. 595. 596. 597. 598. 599. 600. 601. 602. 603. 604. 605. 606. 607. 608. 609. 610. 611. 612. 613. 614. 615. 616. 617. 618. 619. 620. 621. 622. 623. 624. 625. 626. 627. 628. 629. 630. 631. 632. 633. 634. 635. 636. 637. 638. 639. 640. 641. 642. 643. 644. 645. 646. 647. 648. 649. 650. 651. 652. 653. 654. 655. 656. 657. 658. 659. 660. 661. 662. 663. 664. 665. 666. 667. 668. 669. 670. 671. 672. 673. 674. 675. 676. 677. 678. 679. 680. 681. 682. 683. 684. 685. 686. 687. 688. 689. 690. 691. 692. 693. 694. 695. 696. 697. 698. 699. 700. 701. 702. 703. 704. 705. 706. 707. 708. 709. 710. 711. 712. 713. 714. 715. 716. 717. 718. 719. 720. 721. 722. 723. 724. 725. 726. 727. 728. 729. 730. 731. 732. 733. 734. 735. 736. 737. 738. 739. 740. 741. 742. 743. 744. 745. 746. 747. 748. 749. 750. 751. 752. 753. 754. 755. 756. 757. 758. 759. 760. 761. 762. 763. 764. 765. 766. 767. 768. 769. 770. 771. 772. 773. 774. 775. 776. 777. 778. 779. 780. 781. 782. 783. 784. 785. 786. 787. 788. 789. 790. 791. 792. 793. 794. 795. 796. 797. 798. 799. 800. 801. 802. 803. 804. 805. 806. 807. 808. 809. 810. 811. 812. 813. 814. 815. 816. 817. 818. 819. 820. 821. 822. 823. 824. 825. 826. 827. 828. 829. 830. 831. 832. 833. 834. 835. 836. 837. 838. 839. 840



1/250

中國人

民國十六年之夏(5月作數)

子孫萬世

これは図面に記録されている内容を証明し、真意面である。

令和7年11月28日 長野地方建設局学術支局

長崎地方法院民事部 文庫

1992

A3をA4に縮小

地積測量図

登記年月日 昭和61年4月15日

142584

図 図
地 積 測 量 所 在 地

61.4.15

14-1476

地 番

14-1476

土地の所在

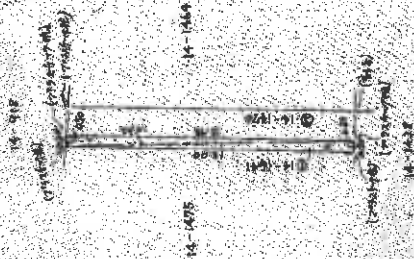
① 14-1476 25.775 - 7.01 = 18.765

② 14-1476 14.02 x 0.50 = 7.01

③ 14.02 x 0.50 = 7.01

14.02

7.01



1/150

縮尺

申請人

(昭和61年4月15日作成)

作製者

これは図面に記述されている内容と正確に一致するものと見做す。
令和7年11月28日 東京地方建設局測量課

A3をA4に縮小

地積測量図

登記年月日 昭和三十六年12月22日

110459

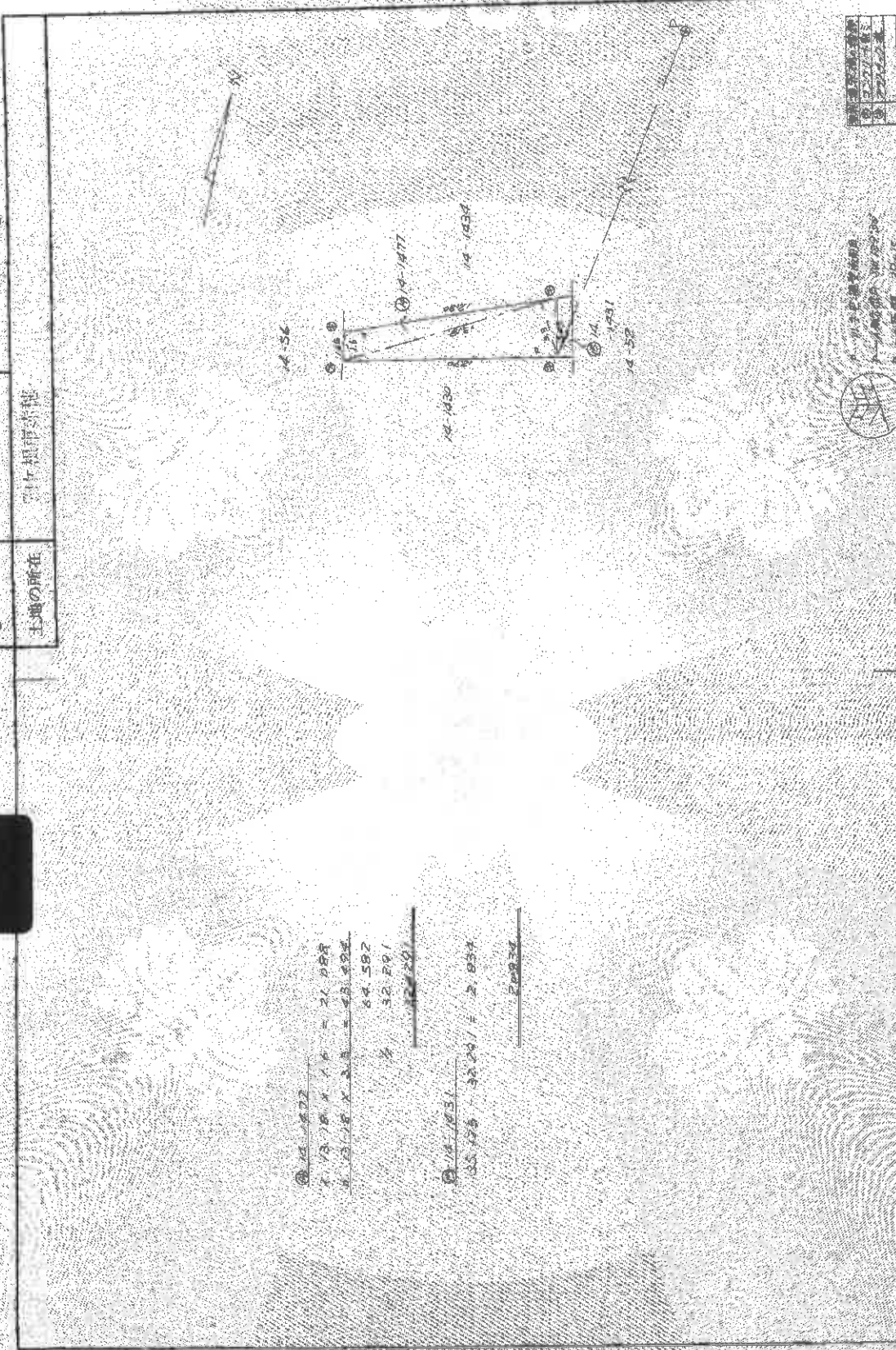
地積測量図
土地所在地

56.12.22

| | |
|-------|--------------|
| 地番 | 14-1477 |
| 土地の所在 | 昭和三十六年12月22日 |

① 14-1477
 $14.77 \times 14.77 = 21.824$
 $14.77 \times 14.77 = 21.824$
 $14.77 \times 14.77 = 21.824$
 $14.77 \times 14.77 = 21.824$
 $14.77 \times 14.77 = 21.824$

② 14-1477
 $14.77 \times 14.77 = 21.824$
 $14.77 \times 14.77 = 21.824$
 $14.77 \times 14.77 = 21.824$
 $14.77 \times 14.77 = 21.824$
 $14.77 \times 14.77 = 21.824$



| |
|---------|
| 14-1477 |
| 14-1477 |
| 14-1477 |
| 14-1477 |
| 14-1477 |

昭和三十六年12月22日
 昭和三十六年12月22日
 昭和三十六年12月22日

| | |
|-----|--------------|
| 作成者 | 測量士 |
| 申請人 | 昭和三十六年12月22日 |
| 補正 | 1/50 |

これは図面に記載された土地の面積を証明する書類である
 令和7年11月28日 昭和三十六年12月22日

A3をA4に縮小

地積測量図

登記年月日：昭和56年12月22日

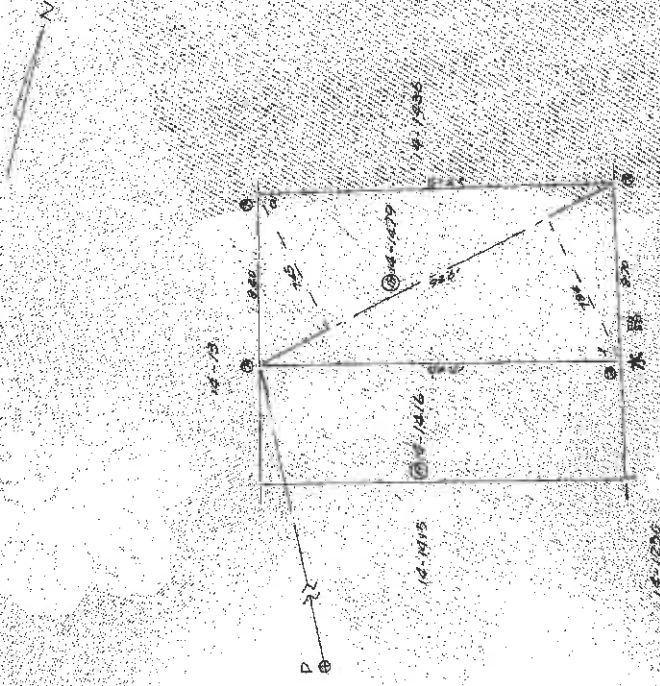
142461

図
所
在
地
積
測
量
図

| | |
|-------|--------------------|
| 地番 | 56-1222
14-1496 |
| 土地の所在 | 駒ヶ根市赤穂 |

① 18-1829
 $18.26 \times 7.84 = 143.0024$
 $18.26 \times 7.83 = 143.4870$
 298.4894
 $\frac{1}{2} 147.2427$
 147.2427

② 18-1816
 $246.8695 \times 147.2427 = 36,172.48$
 90.4258



| | |
|----|----------|
| 面積 | 147.2427 |
| 面積 | 90.4258 |
| 面積 | 147.2427 |

縮尺 1/50

申請人

(昭和56年12月22日)

作成者

請求番号：30-6

(2/2)

A3をA4に縮小

登記年月日 平成27年6月8日

これは図面に記載されている内容に基づき作成した図面である。
令和7年11月28日 長岡市地籍課地籍部 作成

図面番号

A3をA4に縮小

請求番号 30-7

地積測量図

地 積 14-66
14-2216
土地の所在 新潟県新潟市



測量表

| 点 | NO | X | Y | X ₀ | Y ₀ | X ₁ | Y ₁ | X ₂ | Y ₂ | X ₃ | Y ₃ | X ₄ | Y ₄ | X ₅ | Y ₅ | X ₆ | Y ₆ | X ₇ | Y ₇ | X ₈ | Y ₈ | X ₉ | Y ₉ | X ₁₀ | Y ₁₀ | X ₁₁ | Y ₁₁ | X ₁₂ | Y ₁₂ | X ₁₃ | Y ₁₃ | X ₁₄ | Y ₁₄ | X ₁₅ | Y ₁₅ | X ₁₆ | Y ₁₆ | X ₁₇ | Y ₁₇ | X ₁₈ | Y ₁₈ | X ₁₉ | Y ₁₉ | X ₂₀ | Y ₂₀ | X ₂₁ | Y ₂₁ | X ₂₂ | Y ₂₂ | X ₂₃ | Y ₂₃ | X ₂₄ | Y ₂₄ | X ₂₅ | Y ₂₅ | X ₂₆ | Y ₂₆ | X ₂₇ | Y ₂₇ | X ₂₈ | Y ₂₈ | X ₂₉ | Y ₂₉ | X ₃₀ | Y ₃₀ | X ₃₁ | Y ₃₁ | X ₃₂ | Y ₃₂ | X ₃₃ | Y ₃₃ | X ₃₄ | Y ₃₄ | X ₃₅ | Y ₃₅ | X ₃₆ | Y ₃₆ | X ₃₇ | Y ₃₇ | X ₃₈ | Y ₃₈ | X ₃₉ | Y ₃₉ | X ₄₀ | Y ₄₀ | X ₄₁ | Y ₄₁ | X ₄₂ | Y ₄₂ | X ₄₃ | Y ₄₃ | X ₄₄ | Y ₄₄ | X ₄₅ | Y ₄₅ | X ₄₆ | Y ₄₆ | X ₄₇ | Y ₄₇ | X ₄₈ | Y ₄₈ | X ₄₉ | Y ₄₉ | X ₅₀ | Y ₅₀ | X ₅₁ | Y ₅₁ | X ₅₂ | Y ₅₂ | X ₅₃ | Y ₅₃ | X ₅₄ | Y ₅₄ | X ₅₅ | Y ₅₅ | X ₅₆ | Y ₅₆ | X ₅₇ | Y ₅₇ | X ₅₈ | Y ₅₈ | X ₅₉ | Y ₅₉ | X ₆₀ | Y ₆₀ | X ₆₁ | Y ₆₁ | X ₆₂ | Y ₆₂ | X ₆₃ | Y ₆₃ | X ₆₄ | Y ₆₄ | X ₆₅ | Y ₆₅ | X ₆₆ | Y ₆₆ | X ₆₇ | Y ₆₇ | X ₆₈ | Y ₆₈ | X ₆₉ | Y ₆₉ | X ₇₀ | Y ₇₀ | X ₇₁ | Y ₇₁ | X ₇₂ | Y ₇₂ | X ₇₃ | Y ₇₃ | X ₇₄ | Y ₇₄ | X ₇₅ | Y ₇₅ | X ₇₆ | Y ₇₆ | X ₇₇ | Y ₇₇ | X ₇₈ | Y ₇₈ | X ₇₉ | Y ₇₉ | X ₈₀ | Y ₈₀ | X ₈₁ | Y ₈₁ | X ₈₂ | Y ₈₂ | X ₈₃ | Y ₈₃ | X ₈₄ | Y ₈₄ | X ₈₅ | Y ₈₅ | X ₈₆ | Y ₈₆ | X ₈₇ | Y ₈₇ | X ₈₈ | Y ₈₈ | X ₈₉ | Y ₈₉ | X ₉₀ | Y ₉₀ | X ₉₁ | Y ₉₁ | X ₉₂ | Y ₉₂ | X ₉₃ | Y ₉₃ | X ₉₄ | Y ₉₄ | X ₉₅ | Y ₉₅ | X ₉₆ | Y ₉₆ | X ₉₇ | Y ₉₇ | X ₉₈ | Y ₉₈ | X ₉₉ | Y ₉₉ | X ₁₀₀ | Y ₁₀₀ | X ₁₀₁ | Y ₁₀₁ | X ₁₀₂ | Y ₁₀₂ | X ₁₀₃ | Y ₁₀₃ | X ₁₀₄ | Y ₁₀₄ | X ₁₀₅ | Y ₁₀₅ | X ₁₀₆ | Y ₁₀₆ | X ₁₀₇ | Y ₁₀₇ | X ₁₀₈ | Y ₁₀₈ | X ₁₀₉ | Y ₁₀₉ | X ₁₁₀ | Y ₁₁₀ | X ₁₁₁ | Y ₁₁₁ | X ₁₁₂ | Y ₁₁₂ | X ₁₁₃ | Y ₁₁₃ | X ₁₁₄ | Y ₁₁₄ | X ₁₁₅ | Y ₁₁₅ | X ₁₁₆ | Y ₁₁₆ | X ₁₁₇ | Y ₁₁₇ | X ₁₁₈ | Y ₁₁₈ | X ₁₁₉ | Y ₁₁₉ | X ₁₂₀ | Y ₁₂₀ | X ₁₂₁ | Y ₁₂₁ | X ₁₂₂ | Y ₁₂₂ | X ₁₂₃ | Y ₁₂₃ | X ₁₂₄ | Y ₁₂₄ | X ₁₂₅ | Y ₁₂₅ | X ₁₂₆ | Y ₁₂₆ | X ₁₂₇ | Y ₁₂₇ | X ₁₂₈ | Y ₁₂₈ | X ₁₂₉ | Y ₁₂₉ | X ₁₃₀ | Y ₁₃₀ | X ₁₃₁ | Y ₁₃₁ | X ₁₃₂ | Y ₁₃₂ | X ₁₃₃ | Y ₁₃₃ | X ₁₃₄ | Y ₁₃₄ | X ₁₃₅ | Y ₁₃₅ | X ₁₃₆ | Y ₁₃₆ | X ₁₃₇ | Y ₁₃₇ | X ₁₃₈ | Y ₁₃₈ | X ₁₃₉ | Y ₁₃₉ | X ₁₄₀ | Y ₁₄₀ | X ₁₄₁ | Y ₁₄₁ | X ₁₄₂ | Y ₁₄₂ | X ₁₄₃ | Y ₁₄₃ | X ₁₄₄ | Y ₁₄₄ | X ₁₄₅ | Y ₁₄₅ | X ₁₄₆ | Y ₁₄₆ | X ₁₄₇ | Y ₁₄₇ | X ₁₄₈ | Y ₁₄₈ | X ₁₄₉ | Y ₁₄₉ | X ₁₅₀ | Y ₁₅₀ | X ₁₅₁ | Y ₁₅₁ | X ₁₅₂ | Y ₁₅₂ | X ₁₅₃ | Y ₁₅₃ | X ₁₅₄ | Y ₁₅₄ | X ₁₅₅ | Y ₁₅₅ | X ₁₅₆ | Y ₁₅₆ | X ₁₅₇ | Y ₁₅₇ | X ₁₅₈ | Y ₁₅₈ | X ₁₅₉ | Y ₁₅₉ | X ₁₆₀ | Y ₁₆₀ | X ₁₆₁ | Y ₁₆₁ | X ₁₆₂ | Y ₁₆₂ | X ₁₆₃ | Y ₁₆₃ | X ₁₆₄ | Y ₁₆₄ | X ₁₆₅ | Y ₁₆₅ | X ₁₆₆ | Y ₁₆₆ | X ₁₆₇ | Y ₁₆₇ | X ₁₆₈ | Y ₁₆₈ | X ₁₆₉ | Y ₁₆₉ | X ₁₇₀ | Y ₁₇₀ | X ₁₇₁ | Y ₁₇₁ | X ₁₇₂ | Y ₁₇₂ | X ₁₇₃ | Y ₁₇₃ | X ₁₇₄ | Y ₁₇₄ | X ₁₇₅ | Y ₁₇₅ | X ₁₇₆ | Y ₁₇₆ | X ₁₇₇ | Y ₁₇₇ | X ₁₇₈ | Y ₁₇₈ | X ₁₇₉ | Y ₁₇₉ | X ₁₈₀ | Y ₁₈₀ | X ₁₈₁ | Y ₁₈₁ | X ₁₈₂ | Y ₁₈₂ | X ₁₈₃ | Y ₁₈₃ | X ₁₈₄ | Y ₁₈₄ | X ₁₈₅ | Y ₁₈₅ | X ₁₈₆ | Y ₁₈₆ | X ₁₈₇ | Y ₁₈₇ | X ₁₈₈ | Y ₁₈₈ | X ₁₈₉ | Y ₁₈₉ | X ₁₉₀ | Y ₁₉₀ | X ₁₉₁ | Y ₁₉₁ | X ₁₉₂ | Y ₁₉₂ | X ₁₉₃ | Y ₁₉₃ | X ₁₉₄ | Y ₁₉₄ | X ₁₉₅ | Y ₁₉₅ | X ₁₉₆ | Y ₁₉₆ | X ₁₉₇ | Y ₁₉₇ | X ₁₉₈ | Y ₁₉₈ | X ₁₉₉ | Y ₁₉₉ | X ₂₀₀ | Y ₂₀₀ | X ₂₀₁ | Y ₂₀₁ | X ₂₀₂ | Y ₂₀₂ | X ₂₀₃ | Y ₂₀₃ | X ₂₀₄ | Y ₂₀₄ | X ₂₀₅ | Y ₂₀₅ | X ₂₀₆ | Y ₂₀₆ | X ₂₀₇ | Y ₂₀₇ | X ₂₀₈ | Y ₂₀₈ | X ₂₀₉ | Y ₂₀₉ | X ₂₁₀ | Y ₂₁₀ | X ₂₁₁ | Y ₂₁₁ | X ₂₁₂ | Y ₂₁₂ | X ₂₁₃ | Y ₂₁₃ | X ₂₁₄ | Y ₂₁₄ | X ₂₁₅ | Y ₂₁₅ | X ₂₁₆ | Y ₂₁₆ | X ₂₁₇ | Y ₂₁₇ | X ₂₁₈ | Y ₂₁₈ | X ₂₁₉ | Y ₂₁₉ | X ₂₂₀ | Y ₂₂₀ | X ₂₂₁ | Y ₂₂₁ | X ₂₂₂ | Y ₂₂₂ | X ₂₂₃ | Y ₂₂₃ | X ₂₂₄ | Y ₂₂₄ | X ₂₂₅ | Y ₂₂₅ | X ₂₂₆ | Y ₂₂₆ | X ₂₂₇ | Y ₂₂₇ | X ₂₂₈ | Y ₂₂₈ | X ₂₂₉ | Y ₂₂₉ | X ₂₃₀ | Y ₂₃₀ | X ₂₃₁ | Y ₂₃₁ | X ₂₃₂ | Y ₂₃₂ | X ₂₃₃ | Y ₂₃₃ | X ₂₃₄ | Y ₂₃₄ | X ₂₃₅ | Y ₂₃₅ | X ₂₃₆ | Y ₂₃₆ | X ₂₃₇ | Y ₂₃₇ | X ₂₃₈ | Y ₂₃₈ | X ₂₃₉ | Y ₂₃₉ | X ₂₄₀ | Y ₂₄₀ | X ₂₄₁ | Y ₂₄₁ | X ₂₄₂ | Y ₂₄₂ | X ₂₄₃ | Y ₂₄₃ | X ₂₄₄ | Y ₂₄₄ | X ₂₄₅ | Y ₂₄₅ | X ₂₄₆ | Y ₂₄₆ | X ₂₄₇ | Y ₂₄₇ | X ₂₄₈ | Y ₂₄₈ | X ₂₄₉ | Y ₂₄₉ | X ₂₅₀ | Y ₂₅₀ | X ₂₅₁ | Y ₂₅₁ | X ₂₅₂ | Y ₂₅₂ | X ₂₅₃ | Y ₂₅₃ | X ₂₅₄ | Y ₂₅₄ | X ₂₅₅ | Y ₂₅₅ | X ₂₅₆ | Y ₂₅₆ | X ₂₅₇ | Y ₂₅₇ | X ₂₅₈ | Y ₂₅₈ | X ₂₅₉ | Y ₂₅₉ | X ₂₆₀ | Y ₂₆₀ | X ₂₆₁ | Y ₂₆₁ | X ₂₆₂ | Y ₂₆₂ | X ₂₆₃ | Y ₂₆₃ | X ₂₆₄ | Y ₂₆₄ | X ₂₆₅ | Y ₂₆₅ | X ₂₆₆ | Y ₂₆₆ | X ₂₆₇ | Y ₂₆₇ | X ₂₆₈ | Y ₂₆₈ | X ₂₆₉ | Y ₂₆₉ | X ₂₇₀ | Y ₂₇₀ | X ₂₇₁ | Y ₂₇₁ | X ₂₇₂ | Y ₂₇₂ | X ₂₇₃ | Y ₂₇₃ | X ₂₇₄ | Y ₂₇₄ | X ₂₇₅ | Y ₂₇₅ | X ₂₇₆ | Y ₂₇₆ | X ₂₇₇ | Y ₂₇₇ | X ₂₇₈ | Y ₂₇₈ | X ₂₇₉ | Y ₂₇₉ | X ₂₈₀ | Y ₂₈₀ | X ₂₈₁ | Y ₂₈₁ | X ₂₈₂ | Y ₂₈₂ | X ₂₈₃ | Y ₂₈₃ | X ₂₈₄ | Y ₂₈₄ | X ₂₈₅ | Y ₂₈₅ | X ₂₈₆ | Y ₂₈₆ | X ₂₈₇ | Y ₂₈₇ | X ₂₈₈ | Y ₂₈₈ | X ₂₈₉ | Y ₂₈₉ | X ₂₉₀ | Y ₂₉₀ | X ₂₉₁ | Y ₂₉₁ | X ₂₉₂ | Y ₂₉₂ | X ₂₉₃ | Y ₂₉₃ | X ₂₉₄ | Y ₂₉₄ | X ₂₉₅ | Y ₂₉₅ | X ₂₉₆ | Y ₂₉₆ | X ₂₉₇ | Y ₂₉₇ | X ₂₉₈ | Y ₂₉₈ | X ₂₉₉ | Y ₂₉₉ | X ₃₀₀ | Y ₃₀₀ | X ₃₀₁ | Y ₃₀₁ | X ₃₀₂ | Y ₃₀₂ | X ₃₀₃ | Y ₃₀₃ | X ₃₀₄ | Y ₃₀₄ | X ₃₀₅ | Y ₃₀₅ | X ₃₀₆ | Y ₃₀₆ | X ₃₀₇ | Y ₃₀₇ | X ₃₀₈ | Y ₃₀₈ | X ₃₀₉ | Y ₃₀₉ | X ₃₁₀ | Y ₃₁₀ | X ₃₁₁ | Y ₃₁₁ | X ₃₁₂ | Y ₃₁₂ | X ₃₁₃ | Y ₃₁₃ | X ₃₁₄ | Y ₃₁₄ | X ₃₁₅ | Y ₃₁₅ | X ₃₁₆ | Y ₃₁₆ | X ₃₁₇ | Y ₃₁₇ | X ₃₁₈ | Y ₃₁₈ | X ₃₁₉ | Y ₃₁₉ | X ₃₂₀ | Y ₃₂₀ | X ₃₂₁ | Y ₃₂₁ | X ₃₂₂ | Y ₃₂₂ | X ₃₂₃ | Y ₃₂₃ | X ₃₂₄ | Y ₃₂₄ | X ₃₂₅ | Y ₃₂₅ | X ₃₂₆ | Y ₃₂₆ | X ₃₂₇ | Y ₃₂₇ | X ₃₂₈ | Y ₃₂₈ | X ₃₂₉ | Y ₃₂₉ | X ₃₃₀ | Y ₃₃₀ | X ₃₃₁ | Y ₃₃₁ | X ₃₃₂ | Y ₃₃₂ | X ₃₃₃ | Y ₃₃₃ | X ₃₃₄ | Y ₃₃₄ | X ₃₃₅ | Y ₃₃₅ | X ₃₃₆ | Y ₃₃₆ | X ₃₃₇ | Y ₃₃₇ | X ₃₃₈ | Y ₃₃₈ | X ₃₃₉ | Y ₃₃₉ | X ₃₄₀ | Y ₃₄₀ | X ₃₄₁ | Y ₃₄₁ | X ₃₄₂ | Y ₃₄₂ | X ₃₄₃ | Y ₃₄₃ | X ₃₄₄ | Y ₃₄₄ | X ₃₄₅ | Y ₃₄₅ | X ₃₄₆ | Y ₃₄₆ | X ₃₄₇ | Y ₃₄₇ | X ₃₄₈ | Y ₃₄₈ | X ₃₄₉ | Y ₃₄₉ | X ₃₅₀ | Y ₃₅₀ | X ₃₅₁ | Y ₃₅₁ | X ₃₅₂ | Y ₃₅₂ | X ₃₅₃ | Y ₃₅₃ | X ₃₅₄ | Y ₃₅₄ | X ₃₅₅ | Y ₃₅₅ | X ₃₅₆ | Y ₃₅₆ | X ₃₅₇ | Y ₃₅₇ | X ₃₅₈ | Y ₃₅₈ | X ₃₅₉ | Y ₃₅₉ | X ₃₆₀ | Y ₃₆₀ | X ₃₆₁ | Y ₃₆₁ | X ₃₆₂ | Y ₃₆₂ | X ₃₆₃ | Y ₃₆₃ | X ₃₆₄ | Y ₃₆₄ | X ₃₆₅ | Y ₃₆₅ | X ₃₆₆ | Y ₃₆₆ | X ₃₆₇ | Y ₃₆₇ | X ₃₆₈ | Y ₃₆₈ | X ₃₆₉ | Y ₃₆₉ | X ₃₇₀ | Y ₃₇₀ | X ₃₇₁ | Y ₃₇₁ | X ₃₇₂ | Y ₃₇₂ | X ₃₇₃ | Y ₃₇₃ | X ₃₇₄ | Y ₃₇₄ | X ₃₇₅ | Y ₃₇₅ | X ₃₇₆ | Y ₃₇₆ | X ₃₇₇ | Y ₃₇₇ | X ₃₇₈ | Y ₃₇₈ | X ₃₇₉ | Y ₃₇₉ | X ₃₈₀ | Y ₃₈₀ | X ₃₈₁ | Y ₃₈₁ | X ₃₈₂ | Y ₃₈₂ | X ₃₈₃ | Y ₃₈₃ | X ₃₈₄ | Y ₃₈₄ | X ₃₈₅ | Y ₃₈₅ | X ₃₈₆ | Y ₃₈₆ | X ₃₈₇ | Y ₃₈₇ | X ₃₈₈ | Y ₃₈₈ | X ₃₈₉ | Y ₃₈₉ | X ₃₉₀ | Y ₃₉₀ | X ₃₉₁ | Y ₃₉₁ | X ₃₉₂ | Y ₃₉₂ | X ₃₉₃ | Y ₃₉₃ | X ₃₉₄ | Y ₃₉₄ | X ₃₉₅ | Y ₃₉₅ | X ₃₉₆ | Y ₃₉₆ | X ₃₉₇ | Y ₃₉₇ | X ₃₉₈ | Y ₃₉₈ | X ₃₉₉ | Y ₃₉₉ | X ₄₀₀ | Y ₄₀₀ | X ₄₀₁ | Y ₄₀₁ | X ₄₀₂ | Y ₄₀₂ | X ₄₀₃ | Y ₄₀₃ | X ₄₀₄ | Y ₄₀₄ | X ₄₀₅ | Y ₄₀₅ | X ₄₀₆ | Y ₄₀₆ | X ₄₀₇ | Y ₄₀₇ | X ₄₀₈ | Y ₄₀₈ | X ₄₀₉ | Y ₄₀₉ | X ₄₁₀ | Y ₄₁₀ | X ₄₁₁ | Y ₄₁₁ | X ₄₁₂ | Y ₄₁₂ | X ₄₁₃ | Y ₄₁₃ | X ₄₁₄ | Y ₄₁₄ | X ₄₁₅ | Y ₄₁₅ | X ₄₁₆ | Y ₄₁₆ | X ₄₁₇ | Y ₄₁₇ | X ₄₁₈ | Y ₄₁₈ | X ₄₁₉ | Y ₄₁₉ | X ₄₂₀ | Y ₄₂₀ | X ₄₂₁ | Y ₄₂₁ | X ₄₂₂ | Y ₄₂₂ | X ₄₂₃ | Y ₄₂₃ | X ₄₂₄ | Y ₄₂₄ | X ₄₂₅ | Y ₄₂₅ | X ₄₂₆ | Y ₄₂₆ | X ₄₂₇ | Y ₄₂₇ | X ₄₂₈ | Y ₄₂₈ | X ₄₂₉ | Y ₄₂₉ | X ₄₃₀ | Y ₄₃₀ | X ₄₃₁ | Y ₄₃₁ | X ₄₃₂ | Y ₄₃₂ | X ₄₃₃ | Y ₄₃₃ | X ₄₃₄ | Y ₄₃₄ | X ₄₃₅ | Y ₄₃₅ | X ₄₃₆ | Y ₄₃₆ | X ₄₃₇ | Y ₄₃₇ | X ₄₃₈ | Y ₄₃₈ | X ₄₃₉ | Y ₄₃₉ | X ₄₄₀ | Y ₄₄₀ | X ₄₄₁ | Y ₄₄₁ | X ₄₄₂ | Y ₄₄₂ | X ₄₄₃ | Y ₄₄₃ | X ₄₄₄ | Y ₄₄₄ | X ₄₄₅ | Y ₄₄₅ | X ₄₄₆ | Y ₄₄₆ | X ₄₄₇ | Y ₄₄₇ | X ₄₄₈ | Y ₄₄₈ | X ₄₄₉ | Y ₄₄₉ | X ₄₅₀ | Y ₄₅₀ | X ₄₅₁ | Y ₄₅₁ | X ₄₅₂ | Y ₄₅₂ | X ₄₅₃ | Y ₄₅₃ | X ₄₅₄ | Y ₄₅₄ | X ₄₅₅ | Y ₄₅₅ | X ₄₅₆ | Y ₄₅₆ | X ₄₅₇ | Y ₄₅₇ | X ₄₅₈ | Y ₄₅₈ | X ₄₅₉ | Y ₄₅₉ | X ₄₆₀ | Y ₄₆₀ | X ₄₆₁ | Y ₄₆₁ | X ₄₆₂ | Y ₄₆₂ | X ₄₆₃ | Y ₄₆₃ | X ₄₆₄ | Y ₄₆₄ | X ₄₆₅ |
|---|----|---|---|-----------------|------------------|------------------|
|---|----|---|---|-----------------|------------------|------------------|

建物図面

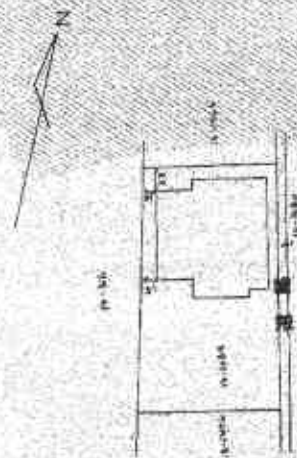
建物図面

559.5.23

| | |
|-------|------------------|
| 家屋番号 | 14番 1454 |
| 建物の所在 | 岡山県徳市 津穂 14-1454 |

各階平面図

161390



1/500

縮尺

申請人

1/250

縮尺

559.5.23 印刷

日本工務建築士会連合会所蔵

作業者

1/250

縮尺

1/500

縮尺

縮尺

これは図面に記載されている図面を印刷したものであり、
令和7年11月28日 国土院地方行政局が所蔵

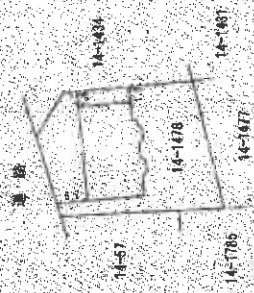
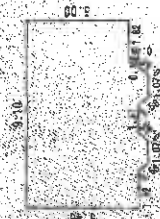
登記年月日：平成21年2月25日

これは図面に記載されている内容の写し、正確性を保証するものではありません。
令和7年11月28日 長野県庁 建築部 建築課 建築課長

各階平面図

建物図面

| | |
|-------|----------------|
| 家屋番号 | 14番1478 |
| 建物の所在 | 駒ヶ根市赤穂14番地1478 |



面積表
 $5.90 \times 9.10 = 53.61$
 $0.45 \times 7.28 = 3.28$
 $(1.07 + 1.82) \times 0.45 / 2 = 0.66025$
 $(1.07 + 1.82) \times 0.45 / 2 = 0.66025$
合計 56.1403
床面積 56.1403

建物図面

| | | | | | | | |
|-----|------|----|-------|-----|--|----|-------|
| 作成者 | 上田誠一 | 縮尺 | 1/250 | 申請人 | | 縮尺 | 1/500 |
|-----|------|----|-------|-----|--|----|-------|

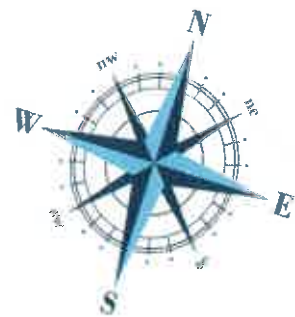
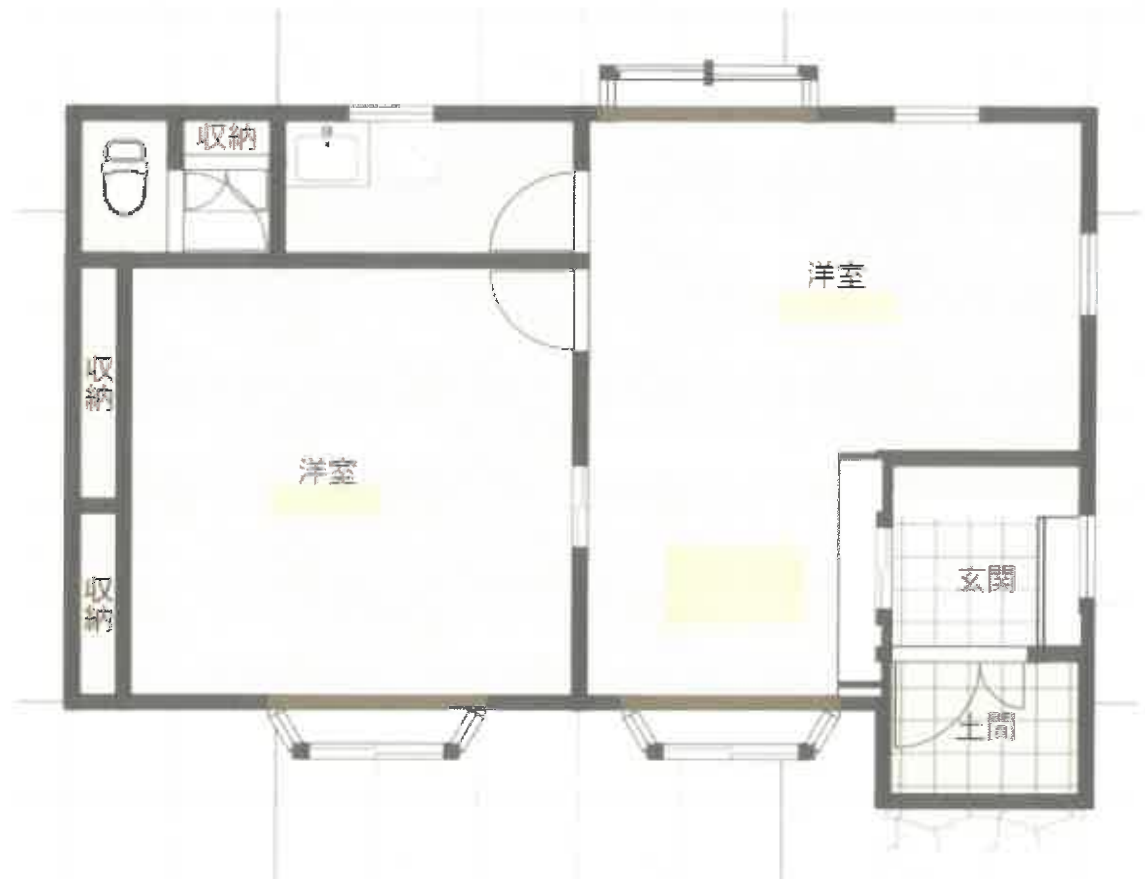
A3をA4に縮小

間取図（居宅）



【 1 階 】

間 取 図 (事 務 所)



農地等の現況に係る照会に対する回答書

長野地方裁判所伊那支部 御中

令和 8 年 2 月 5 日

(農業委員会名) 駒ヶ根市 農業委員会

回答者

令和 8 年 2 月 3 日 付け当農業委員会に対する照会につき、別紙のとおり回答します。

(事件番号 令和 7 年 (ケ) 第 13 号)

物件目録

記載の土地分

| | | | | | | | | | |
|--|----------------------------|---|---|-----------------|--|-----------|-------------------|-------------------|---|
| 1 | 現地調査年月日 | | 令和 5 年 2 月 5 日 | | | | | | |
| 2 | 土地の表示と
現況地目 | | 所在 | 地番 | 登記上
の地目 | 面積 | 土地所有者の氏名・住所 | | 現況地目 |
| | | | | | | | 氏名 | 住所 | |
| | | | | 14-2216 | 火田 | 332㎡ | | | 火田 |
| | | | 駒ヶ根市赤穂 | 14-2217 | 火田 | 133㎡ | | 駒ヶ根市赤穂
14-1464 | 火田 |
| ※【記載注意】
「現況」欄は、「農地」又は「非農地」と記入し、「農地」と記入されたものは4の欄の記入は行わない。 | | | | | | | | | |
| 3 | 転用許可等
の有無と
その内容 | | 許可等年月日 | | 許可条件 | | 転用目的 | | 許可等を受けた者の
氏名・住所 |
| | | 有 | 令和 5 年 8 月 11 日 | | 農地法
第 5 条 | | 住宅用地 | | 駒ヶ根市赤穂 14-1464 |
| | | 無 | 該当する
欄に○印 | | 許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。
許可を得ることが必要でない案件である。 | | | | |
| ※【記載注意】
「許可等」とは、許可及び届出の受理であり、「許可等」を受けた者の氏名・住所、届出の記入は、権利の設定・移転に係る許可等の案件については権利の取得者とする。 | | | | | | | | | |
| 4 | 都道府県からの
指示事項 | | 該当する
欄に○印 | | 原状回復命令を行わない。
近く原状回復命令を行う。 | | | | ※【記載注意】
「原状回復命令」は、対象土地を農地の状態に戻すべきことを命ずるものをいう。また、4の欄は、許可案件適正により非農地化されている場合にも記入する。 |
| 5 | 使用及び収益を目的とする権利に関する許可に関する事項 | | 許可等年月日 | | 許可条件 | | 権利内容 | | 許可申請者の
住所及び氏名 |
| | | 有 | 年 月 日 | | | | | | |
| | | 無 | 占有者の住所及び氏名 | | 駒ヶ根市赤穂 14-1464 | | | | |
| 6 | その他参考 | | 都市計画法関係 | | | | 農地振興地域の整備に関する法律関係 | | その他 |
| | | | 線引都市計画 | | 未線引都市計画 | | 農振地域内 | | |
| | | | 市街化
区域 | 市街化
調整
区域 | 用途
地域 | 用途
地域外 | 農用地区
域内 | 農用地区
域外 | 農振
地域外 |
| ※【記載注意】
該当箇所には○印を付す。「その他」欄には、条件違反転用の内容その他参考となる事項を記載する。 | | | | | | | | | |
| 7 | 買受適格証明書
の要否 | | ☐ 買受者は、農地法第3条の買受適格証明を有する者に限られる。
☒ 買受者は、農地法第5条の買受適格証明を有する者に限られる。
☐ その他 () | | | | | | |
| | | 要 | | | | | | | |
| | | 否 | | | | | | | |





写真①（北西方向から撮影）



写真②（北方向から撮影）



写真③（南東方向から撮影）



写真④（北西方向から撮影）



写真⑤（北東方向から遠景撮影）



写真⑥（南東方向から撮影）



写真⑦（南方向から撮影）



写真⑧（南東方向から撮影）



写真⑨（南西方向から撮影）



写真⑩（北東方向から撮影）



写真⑪（居宅・玄関西側洋室）



写真⑫（洋室天井・雨漏り跡）



写真⑬（居宅・ダイニング・キッチン）



写真⑭（居宅・北側洋室・旧事務室）



写真⑮（居宅・1階和室）



写真⑯（居宅・2階和室）



写真⑰（事務所・東側事務室）



写真⑱（事務所・東側事務室奥）



写真⑱（事務所・西側事務室）



写真⑳（事務所・洗面所等）